

福岡県公報

平成22年3月1日
第3080号

目次

告示(第384号 - 第386号)

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	1
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	1
保安林の所在場所等	(森林保全課)	1
公 告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	2
平成22年度技能検定(前期)の実施	(職業能力開発課)	2
平成22年度技能検定(随時実施)の実施	(職業能力開発課)	6
福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募集	(県民情報広報課)	8
公安委員会		
福岡県暴力団排除条例施行細則	(警察本部組織犯罪対策課)	9
意見募集の結果の公示	(警察本部組織犯罪対策課)	25

告 示

福岡県告示第384号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営狩野地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成22年3月1日から 平成22年3月30日まで	桂川町役場

福岡県告示第385号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定に基づく筑後川水系広川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課並びに福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所において縦覧に供する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第386号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林の所在場所
糸島市二丈鹿家字大工川964から967まで、997
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成22年2月16日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
寿建設株式会社	福津市内殿911 - 2	井上 博子	平成20年12月22日 福岡県知事許可（般 - 20） 第92180号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除

く。）

(2) 停止期間

寿建設株式会社

平成22年3月2日から平成22年3月8日までの7日間

4 処分の原因となった事実

寿建設株式会社は、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業（土木一式工事）の許可を受けずに同政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

平成22年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、

配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業及びインフレーション成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、化学分析(化学分析作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、左官(左官作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(防食溶射作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
園 芸 装 飾	16,500円
造 園	16,500円
金 属 熱 処 理	16,500円
機 械 加 工	16,500円
放 電 加 工	16,500円
金 属 プ レ ス 加 工	16,500円
鉄 工	16,500円
建 築 板 金	16,500円
工 場 板 金	16,500円
め っ き	16,500円
仕 上 げ	16,500円
電 子 機 器 組 立 て	16,500円
電 気 機 器 組 立 て	16,500円
産 業 車 両 整 備	16,500円
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	16,500円
建 設 機 械 整 備	16,500円
婦 人 子 供 服 製 造	15,400円
木 型 製 作	16,500円
家 具 製 作	16,500円
建 具 製 作	16,500円
印 刷	16,500円
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	16,500円
石 材 施 工	16,500円
と び	16,500円
左 官	16,500円
築 炉	16,500円
ブ ロ ッ ク 建 築	16,500円

タ イ ル 張 り	16,500円
畳 製 作	16,500円
防 水 施 工	16,500円
内 装 仕 上 げ 施 工	16,500円
熱 絶 縁 施 工	16,500円
サ ッ シ 施 工	16,500円
ウ ェ ル ポ イ ン ト 施 工	16,500円
化 学 分 析	16,500円
貴 金 属 装 身 具 製 作	16,500円
表 装	16,500円
塗 装	16,500円
広 告 美 術 仕 上 げ	16,500円
商 品 装 飾 展 示	16,500円
フ ラ ワ ー 装 飾	16,500円
溶 射	16,500円
路 面 標 示 施 工	16,500円
産 業 洗 浄	16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が
3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
園 芸 装 飾	11,000円
造 園	11,000円
金 属 熱 処 理	11,000円
機 械 加 工	11,000円
仕 上 げ	11,000円
機 械 保 全	11,000円
電 子 機 器 組 立 て	11,000円
左 官	11,000円

舞 台 機 構 調 整	11,000円
フ ラ ワ ー 装 飾	11,000円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成22年6月7日（月曜日）から同年9月12日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成22年6月1日（火曜日）に福岡県職業能力開発協会において掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、左官、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成22年7月25日 （日曜日）	
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工、化学分析及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	平成22年8月2日 （日曜日）	

(イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 産業洗浄（高压洗浄に係るものに限る。）		
(ア) 1級及び2級 機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	平成22年8月29日 （日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、ウェルポイント施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射（防食溶射に係るものに限る。）及び路面標示施工	平成22年9月5日 （日曜日）	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成22年4月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成22年4月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3604番）に対して行うこと。

公告

平成22年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

(1) 随時3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り

、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

検 定 職 種				技能検定試験手数料	
さ	く		井	16,500円	
鋳			造	16,500円	
鍛			造	16,500円	
機	械	加	工	16,500円	
金	属	プ	レ	ス	
			加	工	16,500円
鉄			工	16,500円	

建	築	板	金	16,500円						
工	場	板	金	16,500円						
め	っ		き	16,500円						
アルミニウム	陽極酸化	処理		16,500円						
仕	上		げ	16,500円						
機	械	検	査	15,400円						
ダ	イ	カ	スト	16,500円						
機	械	保	全	16,500円						
電	子	機	器	組	立	て	16,500円			
電	気	機	器	組	立	て	16,500円			
プ	リ	ン	ト	配	線	板	製	造	16,500円	
冷	凍	空	気	調	和	機	器	施	工	16,500円
染									色	16,500円
ニ	ッ	ト	製	品	製	造				16,500円
婦	人	子	供	服	製	造				15,400円
紳	士	服	製	造						16,500円
寝	具	製	作							16,500円
帆	布	製	品	製	造					16,500円
布	は	く	縫	製						16,500円
家	具	製	作							16,500円
建	具	製	作							16,500円
紙	器	・	段	ポ	ー	ル	箱	製	造	16,500円
印									刷	16,500円
製									本	16,500円
プ	ラ	ス	チ	ッ	ク	成	形			16,500円
強	化	プ	ラ	ス	チ	ッ	ク	成	形	16,500円
石	材	施	工							16,500円
パ	ン	製	造							16,500円

ハム・ソーセージ・ベーコン	製造	16,500円								
水産練り製品	製造	16,500円								
建	築	大	工	16,500円						
か	わ	ら	ぶ	き	16,500円					
と				び	16,500円					
左				官	16,500円					
タ	イ	ル	張	り	16,500円					
配				管	16,500円					
型	枠	施	工		16,500円					
鉄	筋	施	工		16,500円					
コンクリート	圧送	施	工		16,500円					
防	水	施	工		16,500円					
内	装	仕	上	げ	施	工	16,500円			
熱	絶	縁	施	工		16,500円				
サ	ッ	シ	施	工		16,500円				
ウ	ェ	ル	ポ	イ	ン	ト	施	工	16,500円	
表									装	16,500円
塗									装	16,500円
工	業	包	装							16,500円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成22年4月1日（木曜日）から平成23年3月31日（木曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に通知する。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

福岡県職業能力開発協会が指定する日時及び場所において行う。

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事

名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3604番）に対して行うこと。

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成22年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加条件

提案競争に参加できる者は、以下に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03 - 02（活版印刷）又は13 - 06（広告宣伝）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。

- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
(8) 提案書を作成したスタッフが本製作業務に当たることができること。
(9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092 - 643 - 3102

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

平成22年3月1日(月)から平成21年3月12日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 提出期限

平成21年3月16日(火)午後5時45分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

- (4) 説明会の開催

ア 日時

平成21年3月17日(水)午後13時30分から

イ 場所

福岡県庁 行政11号会議室(南棟地下1階)

福岡市博多区東公園7番7号

- (5) 提案書等の提出

ア 期限

平成21年4月9日(金)午後5時45分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

エ 提案書等の審査

提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成22年度福岡県広報誌『グライフくおか』製作業務委託先選定委員会」で審査する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県暴力団排除条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月1日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。)第13条第1項第9号及び第21条から第24条までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第13条第1項第9号に規定する福岡県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 独立行政法人国立文化財機構法(平成11年法律第178号)第12条第1項第1号の規定により設置された博物館

(2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号の青少年教育施設（調査の手續）

第3条 福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第21条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 条例第21条の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間を置いて行うものとする。

5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

（口頭による説明の聴取）

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

第5条 条例第22条に規定する必要な勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものと

する。

（事実の公表の方法等）

第6条 条例第23条第1項の規定による公表は、福岡県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第23条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第7条 公安委員会は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置いて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱う。

（口頭による意見の聴取）

第8条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が別に定める警察職員に意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第8号）により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しな

かったときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書（様式第9号）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任）

第9条 説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

説明・資料提出要求書		号
		第
		年
		月
		日
殿		
福岡県公安委員会 <input type="checkbox"/> 印		
福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第21条の規定により、 次とおり説明又は資料の提出を求めます。		
説明又は資料の提出を 求める理由		
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで	
説明又は提出資料の内容		
備考		

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注 1 口頭による説明を求める場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場

所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定により、福岡県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、福岡県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、福岡県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を福岡県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明
・ 資料提出要求書を持参してください。

様式第2号(第3条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名



福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第3条
第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明又は資料の 提出の要求の通知 の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A 4)

様式第3号（第4条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名



福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第4条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付	第 号	
	年 月 日	年 月 日
変更申出事項	変更前	日時 年 月 日 時 分
	変更希望	日時 年 月 日 時 分
変更申出の理由		

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

(A 4)

様式第4号(第4条関係)

説明日時等決定通知書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

福岡県暴力団排除条例施行規則(平成22年福岡県公安委員会規則第3号)第4条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明又は資料の提出の番号及び日付	第 年 月 日 号
------------------	-----------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
	変更後	日時	年 月 日 時 分
	場所	場所	

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所を不変更しない理由	
--------------------	--

注 該当する の中にし印を付けること。

(A4)

様式第5号 (第5条関係)

勸告書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第22条の規定により、次とおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A 4)

様式第6号(第7条関係)

(表)

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 注 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

1 申述書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、福岡県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。

4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、福岡県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を福岡県公安委員会に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号（第7条関係）

申 述 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名



福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第7条
第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取の通知 の番号及び日付	第 年 月 日 号
公表の原因となる事実 その他該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
と。

(A 4)

様式第8号(第8条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名



福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第8条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取の通知の 番号及び日付	第 号	
	年 月 日	年 月 日
変更前	日時	年 月 日 時 分
	場所	
変更希望	日時	年 月 日 時 分
	場所	
変更申出の理由		

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

(A 4)

様式第9号(第8条関係)

意見の聴取日時等決定通知書

第 年 月 日 号

殿

福岡県公安委員会 印

福岡県暴力団排除条例施行規則(平成22年福岡県公安委員会規則第3号)第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

意見の通知及び	聴取の日	番号
の号	及び	付
		第 年 月 日 号

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年月日時分
		場所	
	変更後	日時	年月日時分
		場所	

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	
----------------------	--

注 該当する の中にし印を付けること。

(A4)

様式第10号（第9条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名 (印)

私は、福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明又は資料の提出・意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

説明又は資料の提出・意見の	第 号
聴取の通知の番号及び日付	年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 等 と の 関 係	

(A 4)

様式第11号 (第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名 印

私の代理人は、その資格を失ったので福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）第9条第4項の規定により届け出ます。

説明又は資料の提出・意見の 聴取の通知の番号及び日付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

(A 4)

福岡県公安委員会告示第48号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県暴力団排除条例施行規則（案）」について、平成21年11月27日から同年12月26日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成22年3月1日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。